

1

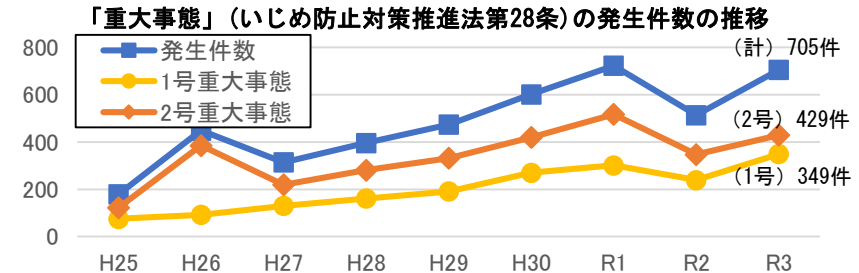
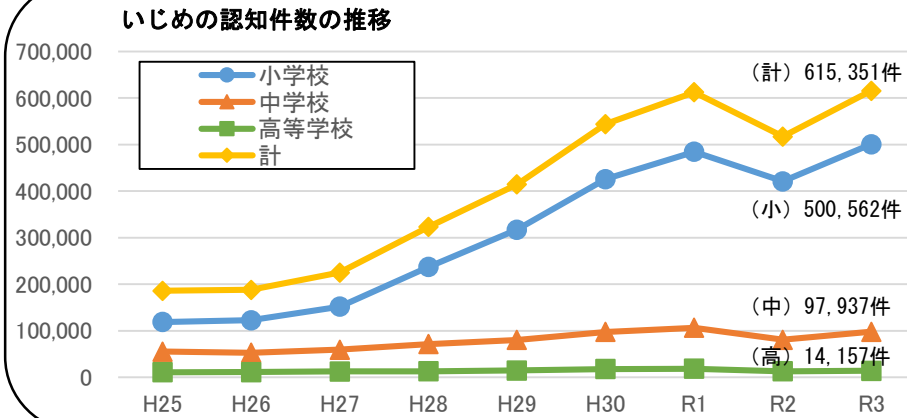
いじめ・自殺・不登校の状況



文部科学省

いじめ対策について

◆いじめの現状



※文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価。

◆文部科学省の主な取組

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実
SCの全公立小中学校に対する配置、SSWの全中学校に対する配置といった基礎配置に加え、**いじめ対策のための重点配置に係る経費も措置。**
(参考) 令和5年度予算額 82億円
- SNS等を活用した相談事業
SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談を実施するとともに、相談員の専門性を向上させる研修の実施等を支援。
(参考) 令和5年度予算額59億円の内数
- 24時間子供SOSダイヤルの周知
子供たちが全国どこからでも夜間・休日を含めて24時間いじめ等の悩みを相談することができるよう、全国统一ダイヤルを設置するとともに、国において、通話料全額及び相談員の人件費の3分の1を負担。
- 文部科学省職員によるいじめ防止対策推進法等に関する行政説明
各都道府県教育委員会等からの依頼等に応じて、文部科学省職員を派遣し、**いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針等に基づいた対応等に関する行政説明を実施。**
- いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議の実施
児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、学校・教育委員会等だけでは根本的な解決が難しいケースもあり、地域にある警察や児童相談所、法務局等の様々な関係機関と情報共有を図り、連携して必要な支援をしていくことが重要であり、こうした状況を踏まえ、**関係府省の知見を結集し、政府の体制を構築していくため、本連絡会議を実施。**
(参考) 構成員
こども家庭庁設立準備室、文部科学省、内閣府、警察庁、総務省、法務省、厚生労働省、経済産業省

いじめ防止対策に関する取組の推進について

こども家庭庁

○地域における相談体制の整備

- ・自治体における相談体制の充実
 - ・要対協や子供・若者支援地域協議会の枠組みを活用したアウトリーチ型支援
 - ・関係機関や関係者を通じた事案の把握
 - ・地方自治体の取組や体制づくりの推進
- ※学校外（塾、スポーツクラブ等）の学校・教委では把握が難しい場におけるいじめにも対応

○重大事態への対処

- ・情報を文部科学省と共有、文科省とともに対策を実施
- ・地方自治体内での情報共有促進
- ・調査における第三者性の確保、運用改善

○必要がある場合、勧告権を行使 等

○いじめ防止対策推進法に基づく基本方針を変更する際には、文部科学省はこども家庭庁とともに実施

文部科学省

○学校・教育委員会における相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの学校への配置
- ・教育委員会へのスーパーバイザー配置
- ・教育委員会における法務相談体制の整備
- ・SNS等を活用した相談体制整備
- ・24時間子供SOSダイヤルの設置・周知

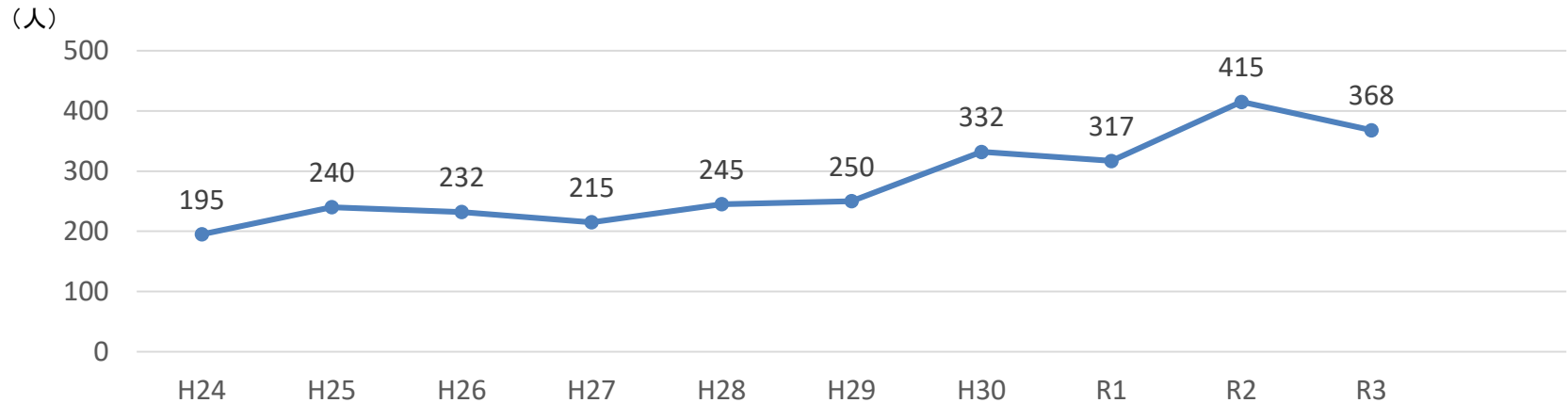
○重大事態への対処

- ・情報の把握、こども家庭庁との共有、こども家庭庁とともに対策を実施
- ・教育委員会・学校への指導・助言・援助 等 等

一体的な対応を推進

児童生徒の自殺対策

◆ 児童生徒の自殺の現状



出典:児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

◆ これまでの主な取組

- ~平成22年 「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成。
- 平成23年 [「こどもの自殺が起きたときの調査の指針」](#)を策定。
- 平成26年 いじめ防止対策推進法の成立等を受け、[同指針を改訂](#)。
[「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引き」](#)を作成。
- 平成30年 新たな自殺総合対策大綱の決定を受け、[「sosの出し方に関する教育」](#)の推進にあたっての留意点や参考となる教材例を周知。
- 令和2年 [自殺予防を含めた生徒指導上の留意事項](#)について、各教育委員会等に通知を発出。
- 令和3年 [児童生徒向けの自殺予防啓発動画](#)の制作・公開
[「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」](#)における審議まとめの公表。

◆ 今後の対応

- [「sosの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進](#)
- [スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の更なる充実](#)
- 支援対象を全ての都道府県・指定都市に拡大した、[SNS等を活用した相談事業](#)
- 学校における組織的な教育相談対応に資する、[自殺予防等に関する調査研究事業](#)
- [ICTを活用した悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見・解決](#)

こどもの自殺対策緊急強化プラン（概要）

令和5年6月2日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

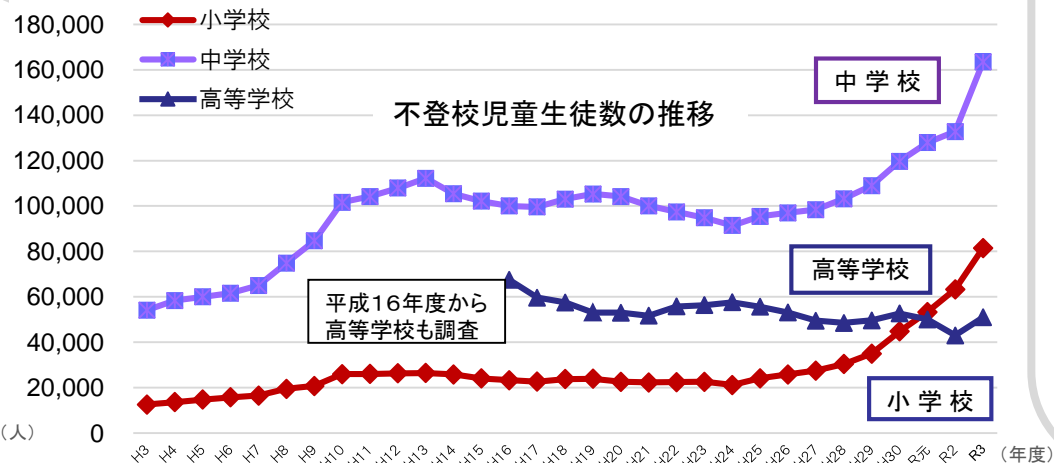
こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

不登校児童生徒への支援について

◆ 不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校81,498人（77人に1人）、中学校163,442人（20人に1人）、高等学校50,985人（59人に1人）となっており、合計で、295,925人（前年度239,178人）となっている。



◆ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の制定

◇国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

◆ 不登校児童生徒への主な支援

・不登校増加要因の詳細分析

いじめ対策・不登校支援等推進事業において調査研究を実施し、不登校が急増している要因についての深掘り分析を行い、対策を検討

・教育支援センター（適応指導教室）の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進（R3:1,634施設（R2:1,579施設））

・不登校特例校の設置の促進

不登校児童生徒を対象とした、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる学校（不登校特例校）を各都道府県に少なくとも1校以上早期に設置されるように推進（R5開校数:24校）

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

・オンラインも活用した教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、従来のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる対面での支援に加え、オンライン等を活用したアウトリーチ型の相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる。また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. **不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える**
2. **心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する**
3. **学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする**

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

- 不登校特例校の設置促進**（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。
- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進**（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターの機能強化**（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）
- 高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障**（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）
- 多様な学びの場、居場所の確保**（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

- エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施**（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）
- 学校における働き方改革の推進** ○**文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置**

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

- 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進**（健康観察にICT活用）
- 「チーム学校」による早期支援**（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援**（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

- 学校の風土を「見える化」**（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
- 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善**（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
- いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底**
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進**
- 快適で温かみのある学校環境整備**
- 学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に**

2

フリースクールについて



文部科学省

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則(第1条～第6条)

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針(第7条)

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第14条・第15条)

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策(第16条～第20条)

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第8条～第13条)

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行(IV.は、公布日から施行)
- 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） （平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・ **国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施**

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ **不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進** 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ **不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援** 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ **教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進** 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
 - ・ 義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・**個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること**

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、**日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること**

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援**を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切**であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



学校

学校の風土の「見える化」



1人1台端末の活用
「チーム学校」で支援

支援

校内教育支援センター
(スペシャルサポートルーム等)



助言・ノウハウ



行政

教育委員会等

福祉部局と教育委員会の
連携を強化



保護者の会



教育支援センター

不登校の児童生徒、保護者の
支援の拠点



不登校特例校

※名称を変更

分教室型も含めて設置促進



業務委託等



授業配信

人事交流等



民間

NPO、
フリースクール等



1

不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、 学びたいと思った時に学べる環境を整えます。

01

不登校特例校の 設置を促進

令和5年2月現在 不登校特例校： 21校
設置していないが設置を検討している市町村： 379

早期に全ての都道府県・政令指定都市に、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校を目指します。このため、設置事例や支援内容等について全国に示すとともに、都道府県が域内の設置状況を踏まえ積極的な役割を果たすことを明確にします。

人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化するとともに、他の学校の児童生徒へのオンラインを活用した相談支援、他の学校への助言やノウハウの普及を行います。

「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立った相応しいものとします。



校内教育支援センター (スペシャルサポートルーム等) の設置を促進

令和5年2月現在 全ての学校に設置している市町村： 228
設置している学校がある市町村： 1015

自分のクラスに入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を学校内に設置します。

自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

教育支援センター の機能を強化

03

令和5年2月現在 単独で設置している市町村： 1147
他の自治体と共同設置している市町村： 126
設置していないが設置を検討している市町村： 134

不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、子供たちが様々な学びの場や居場所につながるできるよう、地域の拠点としての教育支援センターに求められる機能や役割を明確化します。

民間のノウハウを取り入れた不登校の児童生徒への支援が行えるよう、業務委託や人事交流等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化します。

より広域の子供たちや保護者につながるよう、オンラインによる支援機能を強化するとともに、在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

併せて、不登校の児童生徒への支援におけるメタパースの活用について、実践事例を踏まえた研究を行います。



学校は様々な学びを得られる場所ですが、不登校は誰にでも起こり得ることです。仮に不登校になったとしても、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるができるようにします。このため、不登校の児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、ICTや民間のノウハウ等も活用しながら、子供たちや保護者に必要な支援を届けます。

高等学校等においても 柔軟で質の高い学びを保障

高等学校の全日制・定時制課程においては、不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるよう柔軟で質の高い学び方を可能とし、通信制課程においては、どの学校においても、社会的自立に向けて必要な資質・能力を身に付けられるようにします。また、高等専修学校においても「学びのセーフティネット」の取組を進め、これを周知します。

オンラインカウンセリングにより高等学校等の生徒を支援します。

高等学校等進学後も必要な支援が円滑に引き継がれるよう「児童生徒理解・支援シート」を活用して、組織的・計画的に支援します。

05 多様な学びの場、 居場所を確保

学校に戻りたいと思った時に、本人や保護者の希望や状況に応じて、クラスを変えたり、転校したりすることについて丁寧な相談が行われるようにします。

希望すれば、1人1台端末を活用して、自宅をはじめとする多様な場を在籍校とつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにします。

社会的自立に向けて連続した学習ができるよう、学校や教育委員会とNPOやフリースクール等との連携を強化します。

こども家庭庁とも連携し、身近な地域で、人とつながり、学びに向かう土台づくりや様々な体験活動ができるよう、学校や家庭以外の多様な居場所づくりを広げます。

不登校の児童生徒の学びの場として、夜間中学を活用するとともに、多様な居場所として公民館、図書館等の社会教育施設を活用します。



04

民間施設のガイドライン（試案）

（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日 別添資料）



文部科学省

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである。民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

1 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

2 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

3 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる者が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。

- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあつては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

5 施設、設備について

- ① 各施設にあつては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

6 学校、教育委員会と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

7 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること

民間の団体・施設との連携等に関する実態調査について

1. 調査の目的

不登校児童生徒の支援に当たって、教育委員会・知事部局・国立大学法人及び公立大学法人(以下教育委員会等という。)と民間団体・施設とが連携して取り組んでいる現状等を把握する。

2. 調査時点

平成30年12月

3. 調査対象

都道府県及び市区町村教育委員会、知事部局、国立大学法人、公立大学法人
(計1964)

4. 主な調査事項

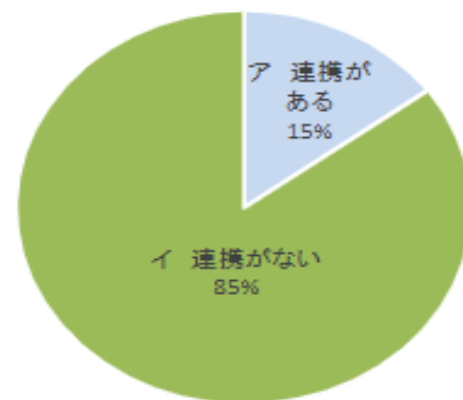
- 教育機会確保法成立後の取組
- 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無
- 連携がある団体・施設の状況(形態、受入対象、活動内容、会費等)
- 連携がある団体・施設に在籍する者の状況(在籍者数、うち出席扱いとなっている者の数等)
- 民間の団体・施設と教育委員会等との連携内容

2 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無

◇民間の団体・施設と連携がない教育委員会等が全体の約85%。
 連携していない理由として最も多いのは、「域内に民間の団体・施設がないため」

【2-1 教育委員会等と連携がある民間の団体・施設の有無について】

ア ある	290	イ ない	1674
------	-----	------	------



【2-2 連携していない理由】

※当てはまるものを3つ以内で選択

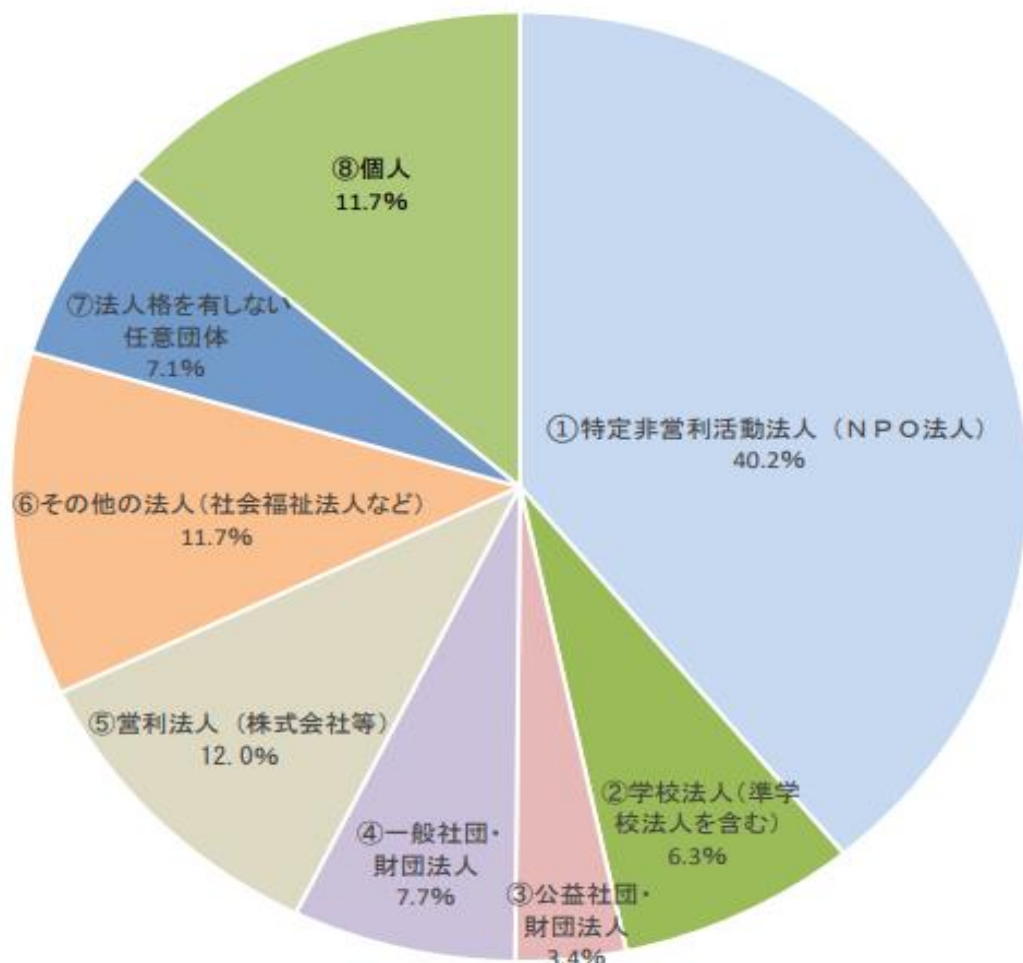
区分	回答数
ア 域内に民間の団体・施設がないため	929
イ 利用を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため	366
ウ 不登校の児童生徒が利用できる施設(教育支援センター等)が他にあるため	857
エ 民間の団体・施設から連携を断られたため	1
オ どのように連携すればよいか分からないため	52
カ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO団体ではあるが、費用が高額ということもあり、紹介するにとどめているため。 ・各校(私立学校)で対応しており、今のところ民間の団体・施設との連携を必要としていないため。 ・安心して利用できる施設を見極めることが難しいため。 ・域内の民間の団体・施設を把握していないため。 等

3 連携のある民間の団体・施設の概況 ①

◇法人格を有する団体・施設(①～⑥)が約81%で、そのうち特定非営利活動法人(NPO法人)が最も多く全体の約40%
 ◇法人格を有しない任意団体が約7%で、個人で運営する施設は約12%

【3-1 団体・施設の形態】

区分	団体・施設数	割合(%)
①特定非営利活動法人(NPO法人)	141	40.2%
②学校法人(準学校法人を含む)	22	6.3%
③公益社団・財団法人	12	3.4%
④一般社団・財団法人	27	7.7%
⑤営利法人(株式会社等)	42	12.0%
⑥その他の法人(社会福祉法人など)	41	11.7%
⑦法人格を有しない任意団体	25	7.1%
⑧個人	41	11.7%
計	351	

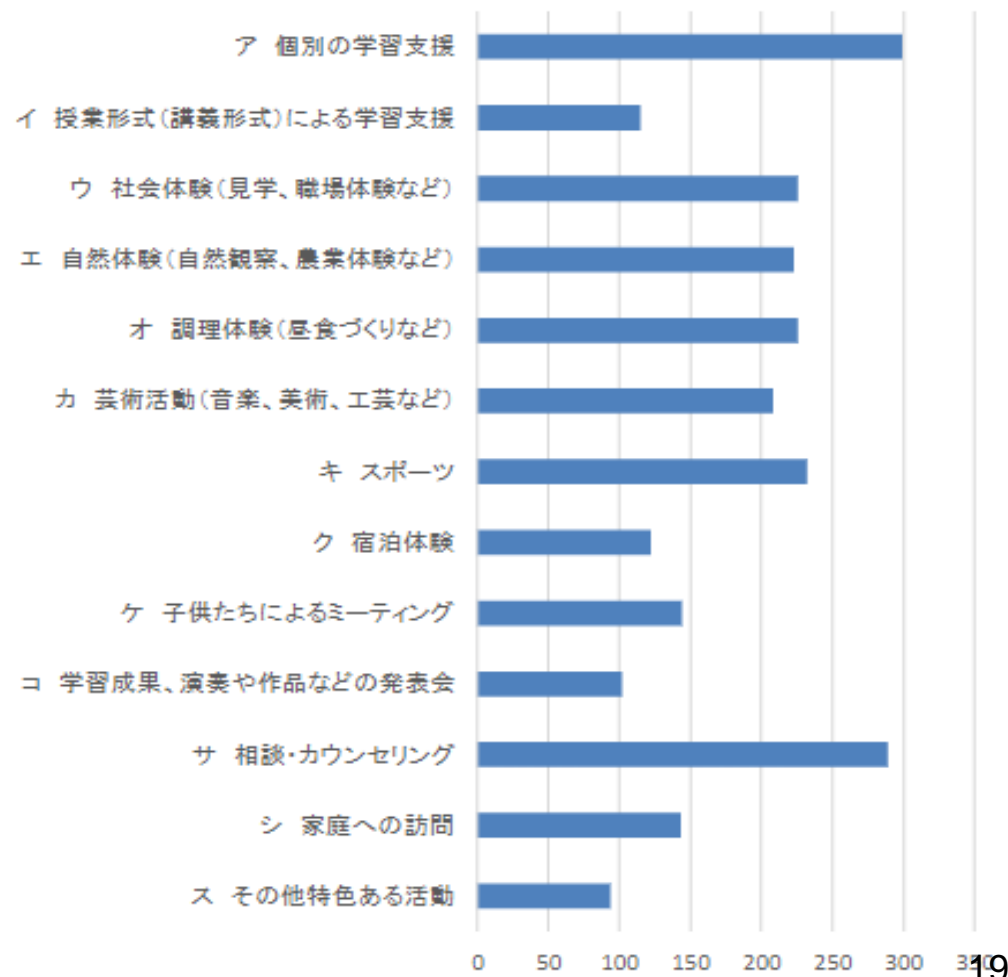


4 活動内容等 ①

- ◇個別の学習支援を行っている団体・施設が約85%、授業形式による学習は約33%で実施
 ◇相談・カウンセリングは約82%、家庭への訪問は約41%が実施

【4-1 活動内容】

区分	団体・施設数	実施率 (%) (*1)
ア 個別の学習支援	299	85.2%
イ 授業形式(講義形式)による学習支援	115	32.8%
ウ 社会体験(見学、職場体験など)	212	60.4%
エ 自然体験(自然観察、農業体験など)	223	63.5%
オ 調理体験(昼食づくりなど)	226	64.4%
カ 芸術活動(音楽、美術、工芸など)	208	59.3%
キ スポーツ	232	66.1%
ク 宿泊体験	122	34.8%
ケ 子供たちによるミーティング	144	41.0%
コ 学習成果、演奏や作品などの発表会	102	29.1%
サ 相談・カウンセリング	289	82.3%
シ 家庭への訪問	143	40.7%
ス その他特色ある活動	94	26.8%



※ 複数回答あり

*1 団体・施設数(351箇所)に占める割合

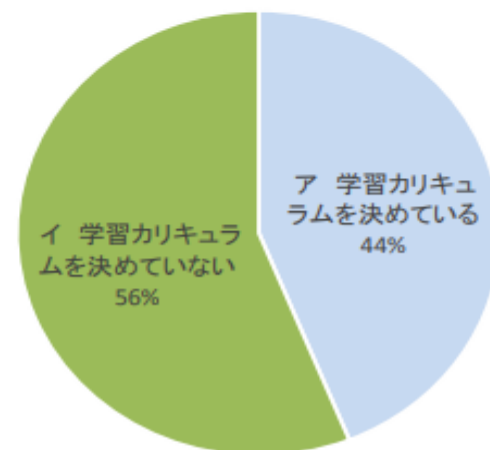
4 活動内容等 ②

◇学習カリキュラムを決めている団体・施設は約44%

◇教科書を使用している団体・施設が約75%、市販の教材を使用している団体・施設は約74%

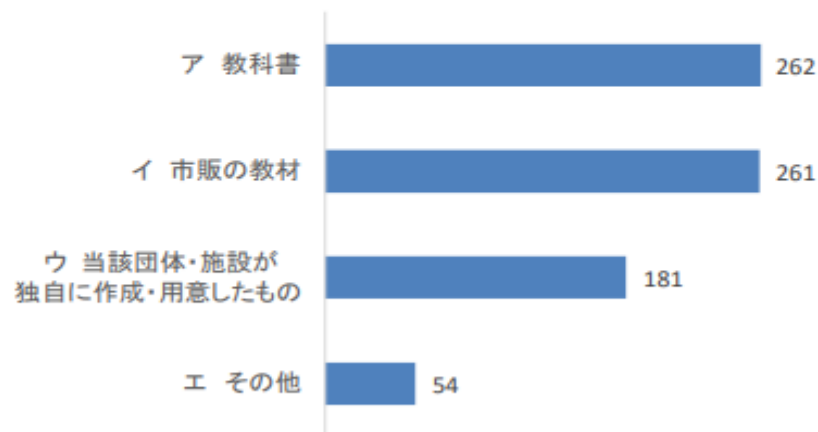
【4-2 学習カリキュラムの有無】

区分	団体・施設数	割合(%)
ア 学習カリキュラムを決めている	154	43.9%
イ 学習カリキュラムを決めていない	197	56.1%
計	351	



【4-3 学習教材】

区分	団体・施設数	使用率(%)(*1)
ア 教科書	262	74.6%
イ 市販の教材	261	74.4%
ウ 当該団体・施設が独自に作成・用意したもの	181	51.6%
エ その他(各学校から配布された学習プリント、ITを活用した学習プログラムコンテンツ等)	54	15.4%



※ 複数回答あり

*1 回答のあった団体・施設数(351箇所)に占める使用団体・施設数の割合

スクール概要

1. 運営の目的

さまざまな理由で学校ではうまく力を発揮できずにいる子たちが安心して過ごせる「もう1つの場（オルタナティブ・スペース）」として、一人ひとりの異なる興味や関心、その子なりの歩みを尊重し、より広い意味での学びと育ちを支える。まずはおゆっくりしたい子に向けた「フリースペース」と、学習をしたい子のための「学習スペース」とを設けている。

2. 対象者及び定員

つくば市内の小中学生 概ね30名程度(1日20名程度)

3. 開催日時

月曜、火曜、木曜、金曜日 10:00～15:00
※通所日数は週1日から選択可能

4. 利用料金

週1日：11,000円/週2日：22,000円/
週3日33,000円/週4日44,000円

5. 教育相談

毎週水曜日 9:15～10:45/11:00～12:30
臨床発達心理士などの専門家が不登校に関する相談に応じる。保護者が対象。

6. 親カフェ

毎月定期開催
むすびつくば利用者の保護者向けに茶話会形式の親の会を開催。



学習スペース

- ・「絵画・造形」「国語」「数学」「社会」「English」等、教科ごとに担当スタッフが決まっている。
- ・タブレットや問題集を活用した学習に加えて、科学の実験やお買い物体験等の活動を伴う学習を充実させている。
- ・学校連携担当スタッフを置き、在籍校と日々の様子などの情報共有に努めている。

フリースペース

- ・それぞれが思い思いの過ごし方ができる。
- ・絵具や工具等の備品も充実している。
- ・イヤーマフ（聴覚過敏への対応）や二段ベッド（隔離された狭い空間が落ち着く子ども用）等が用意されており、感覚過敏などにも配慮。



2023年時間割

※教科指導は教科担当職員が行う。

時間	月	火	木	金
9:30-10:00	登所	登所	登所	登所
10:00-10:40	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース
10:40-10:50	休憩	休憩	休憩	休憩
10:50-11:30	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース
11:30-11:40	休憩	休憩	休憩	休憩
11:40-12:20	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース	学習スペース フリースペース
12:20-12:30	お昼の会	お昼の会	お昼の会	お昼の会
12:30-13:10	お昼ごはん・昼休み	お昼ごはん・昼休み	お昼ごはん・昼休み	お昼ごはん・昼休み
13:10-14:45	フリータイム サークルタイム 特別プログラム	フリータイム サークルタイム 特別プログラム	スポーツ	絵画造形
14:45-15:00	帰りの会・掃除	帰りの会・掃除	解散	帰りの会・掃除

○フリータイム
それぞれが自由に過ごす。

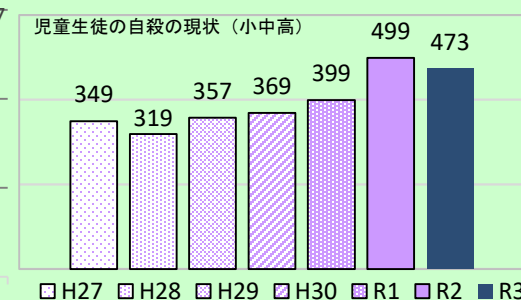
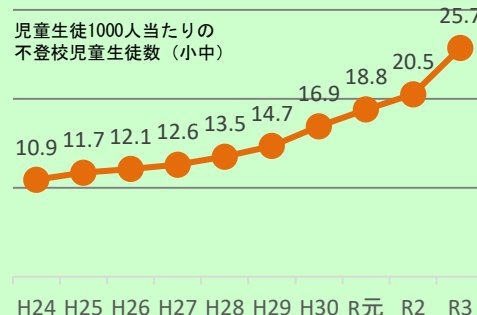
○サークルタイム
子どもたち全員で共通のテーマに取り組む。

○スポーツタイム
近隣の体育館等を借りてレクリエーションを行う。

○特別プログラム
「交通安全に関する講座」等を実施し、外部講師を招くことも。

事業の背景

- 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加
- コロナ禍における児童生徒の自殺者数は499人（令和2年）に上り、前年の399人と比べて大きく増加
- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、児童生徒の心の不安定さや教員による児童生徒の状況把握等の困難化に対応する必要



◇ 魅力ある学校づくり検討チーム報告＜抜粋＞（令和2年9月 座長：文部科学副大臣、副座長：文部科学大臣政務官）
いじめや不登校等の生徒指導上の課題について、問題行動など目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成を目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていくことが重要である。

事業の概要

①不登校の未然防止等に向けた調査研究

- ✓ 実施主体：地方公共団体
- ✓ 令和5年度実施予定箇所：17箇所
- ✓ 実施内容
 - 不登校の未然防止に向け、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や、校内の別室における不登校や不登校傾向の児童生徒の相談・指導体制の充実に関する調査研究を行う
 - **フリースクール等の民間団体を活用した教育支援センターにおける支援の実施に関する調査研究を行う**
 - **経済的に就学困難な不登校児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究を行う**
 - 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を行う。

②効果のないいじめ対策及び自殺予防等に関する調査研究

- ✓ 実施主体：地方公共団体等
- ✓ 令和5年度実施予定箇所：3箇所
- ✓ 実施内容
 - パソコンや携帯電話を使用したいじめ（ネットいじめ）の件数は、近年増加傾向にあり、重要な課題であることを踏まえ、**教職員等のネットいじめ対応の強化に資する調査研究を実施。**
 - **1人1台端末等を活用した児童生徒の心身の状況（ストレス感情や自己有用感等）を把握するための取組の検証**

3

学校に行けない児童生徒の学びの場 不登校特例校



文部科学省

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2023」(令和5年6月16日閣議決定)においても、「**不登校特例校や学校内外の教育支援センター・夜間中学の全国的な設置促進・機能強化**」を明記

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和5年4月現在、開校している学校は全国で24校(うち、分教室型の不登校特例校は9校)

- | | |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月～) | ・岐阜市立草潤中学校(令和3年4月～) |
| ・京都市立洛風中学校(平成16年10月～) | ・福生市立福生第一中学校(令和2年4月～)【分教室型】 |
| ・星槎中学校(平成17年4月～) | ・星槎高等学校(令和2年4月～) |
| ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月～) | ・大田区立御園中学校(令和3年4月～)【分教室型】 |
| ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月～) | ・宮城県富谷市立富谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・京都市立洛友中学校(平成19年4月～) | ・大和市立引地台中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月～) | ・三豊市立高瀬中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・星槎名古屋中学校(平成24年4月～) | ・世田谷区立世田谷中学校(令和4年4月～)【分教室型】 |
| ・星槎もみじ中学校(平成26年4月～) | ・白石市立白石南小学校・白石市立白石南中学校(令和5年4月～) |
| ・西濃学園中学校(平成29年4月～) | ・大和郡山市立郡山北小学校 分教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】 |
| ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月～)【分教室型】 | ・大和郡山市立郡山中学校 分教室「ASU」(令和5年4月～)【分教室型】 |
| ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月～) | ・ろりぽっぷ学園小学校(令和5年4月～) |

不登校特例校の特色と教育上の効果について

※不登校特例校の設置に向けて【手引き】
(令和2年1月)より抜粋

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

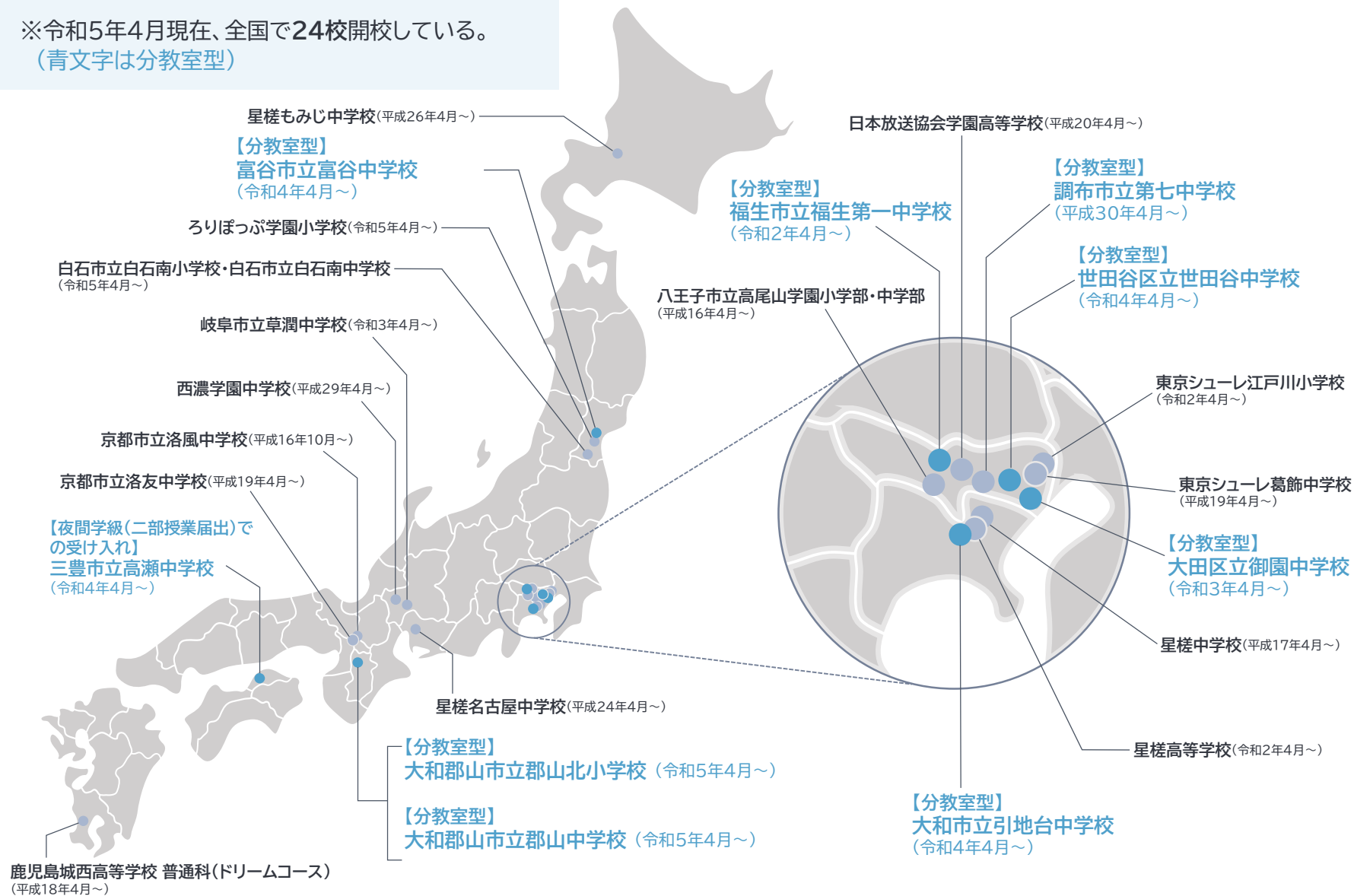
- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上実施**
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている**。特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達ペースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されることによつて自己肯定感が高まった**。それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している**。不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている**。

設置状況

※令和5年4月現在、全国で24校開校している。
(青文字は分教室型)



不登校特例校の事例:京都市立洛友中学校

学校概要

- ・ 創立：平成19年度
- ・ 昼間部と夜間部があり、昼間部を不登校特例校として指定
- ・ 学校コンセプト
 「昼間部と夜間部の良さを生かし、
 世代や国籍を超えてふれ あい学びあう学校」
 昼間部：不登校を経験し克服しようとする生徒のための
 新しい学びの場
 夜間部：様々な事情で義務教育を受けることができな
 かった方・十分に受けることができなかった方
 の学びの場
- ・ 始業時間を午後1時半、終業時間を午後6時15分とし、
 週2日の5校時のみ、夜間部生徒と合同の授業を受ける。



特色ある教育活動

- 北棟1階に夜間学級、南棟2階に不登校特例校があり、2階の渡り廊下で北棟と南棟がつながっている。
 - 年間総授業時数を770時間に設定している。
 - ホームルームは3学年合同で行っており、
 - 不登校生徒の実態に即した習熟度別の指導を行っている。
 - 火曜日と木曜日の5限目と6限目に家庭科・音楽・技術家庭科・保健体育を入れて、夜間学級と合同で授業をおこなっている。
 - 合同授業や行事等において、夜間部の生徒とともに学ぶことで、学習への姿勢や考え方、生き方に接し、人間関係を深め、自らの将来展望を拓くことができる態度や能力を養う。
- 参考：洛友中学校HP

<https://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=202008>

学活	13:30~13:40 (10分)	昼間部 ↓ 夜間部
1校時	13:40~14:30 (50分)	
2校時	14:40~15:30 (50分)	
3校時	15:40~16:30 (50分)	
4校時	16:35~16:55 (20分)	
5校時	17:00~17:30 (30分)	
6校時	17:30~18:15 (45分)	
給食	18:10~18:45 (35分)	
7校時	18:45~19:30 (45分)	
8校時	19:40~20:25 (45分)	
学活/課外	20:25~20:40 (15分)	

生徒数 (令和5年4月1日時点)

学年	学級数	男	女	計
中学1年	1	0	5	5
中学2年	1	1	3	4
中学3年	1	3	3	6
計	3	4	11	15

不登校特例校事例①大和郡山市立郡山北小学校・郡山中学校 分教室「ASU」(小中分教室)

学校概要

管理機関	大和郡山市教育委員会
所在地	同市植槻町にあった旧法務局の建物 (市が全面改装)
開校時期	令和5年4月
本校	大和郡山市立郡山北小学校 大和郡山市立郡山中学校

在籍対象者

学級編成

小学校 … 0クラス
第1学年 … 1クラス
第2学年 … 1クラス
第3学年 … 0クラス

在籍者数

小学校 … 0人
第1学年 … 1人
第2学年 … 4人
第3学年 … 0人

※令和5年4月1日時点

教育課程上の特例

- 小・中ともに総授業時数の3割程度削減。
- 国語、社会、数学(算数)、音楽、美術(図画工作)、家庭、体育、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動を削減する。
- 新設の教科「スポーツタイム」において、身体運によるストレス解消、集団活動を通して社会性を身に付ける目的でスポーツ全般を中心とした活動を行う。
- 新設の教科「わくわくタイム」において、体験的な活動や、実技科目の学習内容を中心に行い、生活の基礎となる力の育成を目指す。
- 新設の教科「いきいきタイム」において、音楽や美術(図画工作)などの創作活動や表現活動を行い、豊かな感性の育成を目指す。
- 新設の教科「チャレンジタイム」において、計算問題や漢字等、基礎的な学習に取り組みながら、児童生徒自らが計画を立てることで意欲的な学習を目指す。
- 新設の教科「あゆみタイム」は、自己を見つめる時間として児童生徒が自由に語り合うことを通して、自己・他者理解を深める。



不登校児童生徒への配慮

- 国語、数学(算数)については習熟度別のクラス編成を行う。
- 登校できない児童生徒への支援として、ICTの活用や心理学専攻の大学院生等の家庭訪問等を行う。
- 市内の保護者等を交えた、「不登校を語るフォーラム」を開催する。

教職員の配置

常勤教員…6名 非常勤教員…5名
非常勤スクールカウンセラー…3名



大和郡山市HP:<https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/gakkokyoikuka/gakkokyoiku/4/1106.html>

4

令和5年度予算について



文部科学省

背景・課題

- 不登校児童生徒は9年連続増加（令和3年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約24万5千人）しており、憂慮すべき状況。
- 平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、多様な背景を持つ不登校児童生徒の個々に応じた教育の機会の確保に資するため、特別の教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）の整備等が求められている。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月閣議決定）」においても「不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進」を初めて明記。
- 都道府県等による広域を対象とした不登校特例校（分教室型含む）や夜間中学との連携等を通じた特色のある不登校特例校の設置促進を図るため、自治体に対して、設置準備に係る支援が必要。

事業内容

① 不登校特例校の設置準備に関する支援 98百万円

- 不登校特例校の設置検討や準備に係る協議会等の設置やプレイルーム設置に係る備品等設置準備に関する経費を措置。
- 地域住民等に対する広報や不登校特例校設立のためのニーズ調査の実施に関する経費を措置。

※設置後の支援の在り方は今後検討

【関連施策】

- ▶ 公立学校施設の整備、私立学校施設・設備の整備の推進
- ▶ 不登校児童生徒個々の実情に対応するために必要な支援に係る教員配置（義務教育費国庫負担金）
- ▶ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置（公立）スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業（私立）私立高等学校等経常費助成費補助金（特別補助）
- ▶ 養護教諭等の業務支援体制の充実
- ▶ 夜間中学の設置促進・充実

② 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究委託 14百万円

- 不登校児童生徒の実情に応じた教育課程及び教育活動の工夫や学校運営上の取組、地域との連携等、不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を実施。
 - ・ ICT等を活用した教育活動の効果やカリキュラムの開発
 - ・ 自宅における学習活動の把握方法と評価への反映の在り方
 - ・ 不登校児童生徒の社会的自立を目指した地域との連携の在り方 等



実施主体

都道府県、政令指定都市、市区町村

補助率

国 1/3、都道府県等 2/3

委託先

不登校特例校を設置する都道府県、政令指定都市、市町村、学校法人

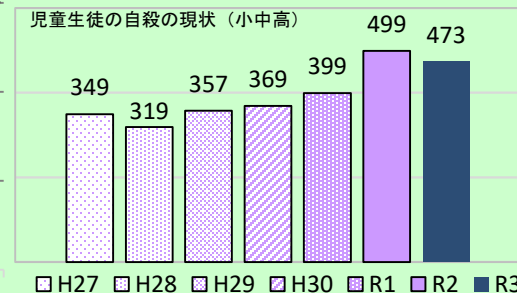
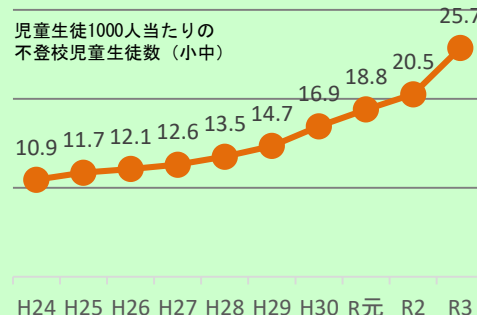
いじめ・不登校等の未然防止に向けた 魅力ある学校づくりに関する調査研究

令和5年度予算額 0.3億円



事業の背景

- 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から9年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加
- コロナ禍における児童生徒の自殺者数は499人（令和2年）に上り、前年の399人と比べて大きく増加
- 新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、児童生徒の心の不安定さや教員による児童生徒の状況把握等の困難化に対応する必要



◇ 魅力ある学校づくり検討チーム報告〈抜粋〉（令和2年9月 座長：文部科学副大臣、副座長：文部科学大臣政務官）
いじめや不登校等の生徒指導上の課題について、問題行動など目前の問題に対応するといった課題解決的な指導だけでなく、成長を促す指導や予防的な指導を改めて認識することで、問題行動の発生を未然に防止し、全ての児童生徒が自ら現在や将来における自己実現を図っていくための能力の育成を目指し、学校におけるあらゆる場面を通じて積極的に生徒指導を行っていくことが重要である。

事業の概要

①不登校の未然防止等に向けた調査研究

- ✓ 実施主体：地方公共団体
- ✓ 令和5年度実施予定箇所：17箇所
- ✓ 実施内容
 - 不登校の未然防止に向け、スクリーニングの実施による児童生徒の支援ニーズの早期把握や、校内の別室における不登校や不登校傾向の児童生徒の相談・指導体制の充実に関する調査研究を行う
 - **フリースクール等の民間団体を活用した教育支援センターにおける支援の実施に関する調査研究を行う**
 - **経済的に就学困難な不登校児童生徒への経済的支援の在り方に関する調査研究を行う**
 - 不登校特例校の教育の充実に関する調査研究を行う。

②効果のないいじめ対策及び自殺予防等に関する調査研究

- ✓ 実施主体：地方公共団体等
- ✓ 令和5年度実施予定箇所：3箇所
- ✓ 実施内容
 - パソコンや携帯電話を使用したいじめ（ネットいじめ）の件数は、近年増加傾向にあり、重要な課題であることを踏まえ、**教職員等のネットいじめ対応の強化に資する調査研究を実施。**
 - **1人1台端末等を活用した児童生徒の心身の状況（ストレス感情や自己有用感等）を把握するための取組の検証**